○三・○七	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	
○三〇七・一九	かき	
	その他のもの	
	二　くん製したもののうち	
	貝柱以外のもの	六・四％
	い貝（ミュティルス属又はペルナ属のもの）	
○三〇七・三九	その他のもの	
	二　くん製したもののうち	
	貝柱以外のもの	六・四％
○三〇七・五一	たこ（オクトプス属のもの）	
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	五％
○三〇七・五九	その他のもの	
	一　冷凍したもの	六・四％
	二　くん製したもの	六・四％
○三〇七・六〇	かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）	
	二　くん製したもの	六・四％
○三〇七・七九	その他のもの	
	二　くん製したもののうち	
	貝柱以外のもの	六・四％
	三　その他のもの	
	㈢　その他のもののうち	
	はまぐり（乾燥したものに限る。）	九％
	あわび（ハリオティス属のもの）	
○三〇七・八九	その他のもの	
	二　くん製したもの	六・四％
	その他のもの（軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）	
○三〇七・九九	その他のもの	
	二　くん製したもののうち	
	いか、スキャロップ（いたやがい科のもの）及び貝柱以外のもの	六・四％

別表第二第〇三・〇七項の次に次の一項を加える。

○三・○八	水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）、くん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。）	
○三〇八・一九	なまこ（スティコプス・ヤポニクス及びなまこ綱のもの）	
	その他のもの	
	一　くん製したもの	六・四％
	うに（パラケントロトゥス・リヴィドゥス、ロクセキヌス・アルブス、エキキヌス・エスクレントゥス及びストロンギュロケントロトゥス属のもの）	
○三〇八・二九	その他のもの	
	一　くん製したもの	六・四％
○三〇八・三〇	くらげ（ロピレマ属のもの）	
	二　くん製したもの	六・四％
○三〇八・九〇	その他のもの	
	三　くん製したもの	六・四％

別表第二第〇六・〇四項中

「	○六〇四・一〇	こけ及び地衣
	○六〇四・九一	その他のもの
	○六〇四・九九	生鮮のもの
		その他のもの
		無税

に改める。

「	○六〇四・二〇	生鮮のもの
	○六〇四・九〇	その他のもの
		無税

に改める。

別表第二第〇七・〇九項中

「	○七〇九・九〇	その他のもの
		二　その他のもののうち
		アーティチョーク
		一・五％

を

「	○七〇九・九二	その他のもの
		アーティチョーク
		一・五％

に改める。

別表第二第〇七一三・三三号の次に次の二号を加える。

○七一三・三四	バンバラ豆（ヴィグナ・スブテルラネア又はヴォアンドゼイア・スブテルラネア）	
	二　その他のもの	
	㈠　播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	三％
○七一三・三五	ささげ（ヴィグナ・ウングイクラタ）	
	二　その他のもの	
	㈠　播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	三％